

北上川中流地域森林計画変更計画書 (案)

(北上川中流森林計画区)

変更計画期間

自 令和 6年12月 日

至 令和15年 3月31日

〔 計 画 期 間 〕
自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

令和6年12月

岩 手 県

変 更 理 由 等

1 変更理由

奥州市において、官行造林の返地があったため、森林面積の異動が生じたこと。

2 変更の内容

別紙のとおり。

目 次

| | |
|------------------------|---|
| II 計画事項 | 1 |
| 第1 計画の対象とする森林の区域 | 1 |

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：ha

| 区 分 | | 面 積 | 備 考 |
|----------------------------|-------|---------|------------|
| 総 数 | | 202,407 | 90.04ha の増 |
| 市 町 村 別 内 訳 | 奥 州 市 | 34,553 | 90.04ha の増 |
| | 金ヶ崎町 | 4,346 | |
| | 花 巻 市 | 32,049 | |
| | 北 上 市 | 6,886 | |
| | 西和賀町 | 13,936 | |
| | 遠 野 市 | 38,717 | |
| | 一 関 市 | 69,225 | |
| | 平 泉 町 | 2,695 | |

注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く）、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。

3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、県南広域振興局林務部、花巻農林振興センター、遠野農林振興センター、一関農林振興センター及び関係市町とする。

4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない場合がある。